

第1994回 2022.6.14

Serve to Change Lives



半田南ロータリークラブ

●創立：1980.2.12 ●認証：1980.2.25

■会長／榎原 英 ■幹事／手島 嘉宏 ■例会／毎週火曜日 半田商工会議所

愛知県半田市銀座本町1の1の1(半田商工会議所内) TEL.(0569)21-0324 FAX.(0569)23-4546

2021-2022

●司 会
●ソングリーダー
●ロータリーソング
●今月の歌
●ピアノ
●ゲスト

S.A.A 榎原 肇君
榎原 肇君
「我らの生業」
「線路は続くよどこまでも」
中田 美由紀さん
特定非営利活動法人 武豊文化創造協会
事務局長 高橋 洋子様

●出席委員会

第1994回例会 6月14日(火) 天気(雨)
本日の例会は28名の出席にて、出席率は82.35%です。

●Smiling Box

石川 勝彦君 特にありませんが75歳を迎えても元気です。

榎原 英君 ①日曜日に半田市消防操法大会が行われ、半田中分団2号車が優勝しました。県大会へ向けての1ヶ月半の練習が始まります。

手島 嘉宏君 ②先週瑞穂町でシャッター付ガレージの火災がありました。うちの貸しガレージも気を付けなければ！

榎原 英君 還暦祝いの写真ありがとうございます。昔、家族で撮った初詣りの写真と比べると年をとったなと思いますが、まだまだ、ひよっこですので、これからもご指導お願いします。

榎原 顕太郎君 結婚記念のお祝いありがとうございます。

早退します。 鈴木 宏司君

合計5名 11,000円

○還暦祝い記念品贈呈 手島嘉宏君



卓 話

担当 前田 晃教君



演 者

特定非営利活動法人 武豊文化創造協会
事務局長 高橋 洋子様

演 題 「文化の力でまちづくり」



●次の例会

第1996回例会 「定時総会」
7月5日(火) 於：半田商工会議所

災害時における相互協力に関する協定書

半田市(以下「甲」という。)、社会福祉法人半田市社会福祉協議会(以下「乙」という。)
及び半田南ロータリークラブ(以下「丙」という。)は、災害時における相互協力に関する協定を次のとおり締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震災害、風水害又はその他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合において、甲、乙及び丙が効果的な災害ボランティア活動支援を行うことに必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、丙に対して半田市災害ボランティアセンター(以下「災害ボランティアセンター」という。)の情報を提供するとともに、次の事項について必要な協力を要請することができる。

- (1) 被災状況や災害ボランティア活動支援に関する情報等の収集及び提供
- (2) 災害ボランティア活動支援用物資等の調達及び仕分輸送の協力
- (3) 丙の会員が有する専門性等を活かした物的・人的支援の提供
- (4) その他甲、乙及び丙が合意した事項

2 前項の規定に対し、丙はその組織、機能等を最大限に活用し協力をを行い、丙が実施する支援に要する費用は、原則当該支援を実施した丙が負担する。

(平常時の協力)

第3条 甲、乙及び丙は、平常時から相互に連携・協力し、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 災害ボランティアセンターの設置・運営に関する情報等の共有
- (2) 災害ボランティアセンターの運営に関する協力等、災害時における連携体制の確立
- (3) 災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等の実施
- (4) 防災・減災及び被災者支援に関する研修、セミナー等の参加と推進
- (5) その他甲、乙及び丙が必要と認めた活動

(連絡会議の開催)

第4条 甲、乙及び丙は、相互の連携・協力のため、甲、乙及び丙が定める担当者の出席並びに必要なに応じて甲、乙及び丙の合意による関係者の出席により、年1回以上の連絡会議を開催することができる。

(連絡責任者)

第5条 この協定に関する甲、乙及び丙それぞれの連絡責任者は、次のとおりとする。

- 甲 半田市企画部市民協働課長
- 乙 社会福祉法人半田市社会福祉協議会事務局長
- 丙 半田南ロータリークラブ会長

(体制の引継ぎ)

第6条 甲、乙及び丙の連絡責任者又は災害活動に関わる体制が変更となる場合は、相互に報告するものとする。

(災害補償)

第7条 本協定に基づく業務に従事した者が、その責めに帰することができない事由により当該従事者が死亡し、又は負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは障害となった場合における災害補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50条)により対処するものとし、その適用がない場合は、半田市消防団員等公務災害補償条例(昭和44年条例第27号)の規定により補償する。

2 前項における補償対象外の者に対しても、乙及び丙からの申し出があれば甲は前項の損害補償の対象とし協議を行うこととする。

(有効期間)

第8条 この協定は、締結の日から効力を生じ、令和5年3月31日までとする。但し、この期間が満了する30日前までに甲、乙及び丙それぞれから別段の意思表示がないときは、さらに1年間継続するものとし、それ以降も同様とする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれが記名押印の上、各自の1通を保有するものとする。